

2024
10月号

福岡地区労連

発行：福岡地区労働組合総連合
〒812-0016
福岡市博多区博多駅南1-9-8
ケイ・アイビル2F
TEL 092-433-3338
FAX 092-433-3535
Mail : fukuciku@gmail.com



(HPはこちら)

<加盟組合の定期大会>

加盟組合の力で労働者の生活向上を



福岡地区労連に加盟する各労働組合は、この時期にこれからの一年間の運動方針を決定する定期大会を開催しています。今号は4つの労働組合の定期大会開催状況を紹介します。定期大会ではいずれも物価高騰を上回る賃上げ、「安全・安心の医療」を守るための診療報酬の改定、労働者の労働条件改善の方針などを決定しています。

ホンを言い合い組合活動の価値を感じる

福祉保育福岡支部 福執行委員長 筒井

私たち福祉保育労働組合は、心理的安全性の高い組織を目指して活動しています。執行委員会でホネが言い合えるようになってくると、執行委員の仕事や組合活動に対して「負担」という言葉がよく聞かれるようになります。

私たちが今年度の活動方針を見直し、①今いる組合員を大切に②組合の価値を体感する③何のための支部・組合活動かを考え、これまでの活動を見直すという活動方針を定期大会で提案しました。分会長やベテラン組

合員の参加を呼びかける・要点を絞った活動報告としグループディスカッションの時間を設けるなど、定期大会のあり方を工夫することで活発な意見交換の場となり、本年度の方針案が可決されました。この方針をもとに、今年度は、「福岡市への要求書の提出・懇談」と「組合員の団結の意識を高める交流会」を活動の軸としています。昨年度は「福祉現場の実態調査」を福岡市に要求しましたが、「少数の意見」として実施されることはありませんでした。引き続き福祉現場の実態を訴え改善を要求していきます。自分たちがやりたい活動を自分たちのやる形でやっていくことが、組合活動の価値を感じ、組織の拡大へとつながっていくと信じています。

「安心・安全の医療」を守り医療従事者の処遇改善を

福岡医療団労働組合 書記長 松尾



福岡医療団労働組合は、9月21日に定期大会を開催しました。総勢100名近くが集まり、定期大会を行うことができました。定期大会ではこの間の運動

「安心・安全の医療」を守り医療従事者の処遇改善を。福岡医療団労働組合 書記長 松尾。を振り返り、また、第35期の執行部でさらに労働組合運動を発展させていくことを参加者みんなで決意しました。討論の中では、人員不足の中でも必死に奮闘する組合員の状況からこの間の診療報酬の問題点などがあげられ、経済闘争とあわせ

運動を継続してこそ得られる変化

郵政ユニオン中野支部 書記長 米地



9月28日、郵政ユニオン福岡中野支部は定期大会を開催しました。日本郵政は、定期昇給の廃止など更なる労働条件改悪を目標ん

対政府に向けた運動が必要だと発言がありました。医療産別は政府のすすめる社会保障費削減政策の渦中にいます。安全・安心の医療を守り、そして、働く医療従事者の賃金労働条件の改善に向け、一単組から声を大きくあげ、運動をさらに発展させていきたいと思えます。

支部10周年 拡大目標達成に向け

福建労働福岡西支部 田口



9月8日、第一〇回定期大会が来賓合わせで七五人の参加で開催されました。来賓のあいさつの中で、岸田首相の突然の政権投げ出しについ

判決のお礼と引き続き控訴審と3陣訴訟への協力訴えがありました。新役員が選出・確認がされ、井上支部長より「本部七〇周年、支部一〇周年の節目に一緒に盛り上がり、拡大目標達成に向けて頑張りたいと思います。どうせやるなら楽しくやりたいので協力をお願いします。」と訴えました。

対政府に向けた運動が必要だと発言がありました。医療産別は政府のすすめる社会保障費削減政策の渦中にいます。安全・安心の医療を守り、そして、働く医療従事者の賃金労働条件の改善に向け、一単組から声を大きくあげ、運動をさらに発展させていきたいと思えます。私たちが今年度の活動方針を見直し、①今いる組合員を大切に②組合の価値を体感する③何のための支部・組合活動かを考え、これまでの活動を見直すという活動方針を定期大会で提案しました。分会長やベテラン組合員の参加を呼びかける・要点を絞った活動報告としグループディスカッションの時間を設けるなど、定期大会のあり方を工夫することで活発な意見交換の場となり、本年度の方針案が可決されました。この方針をもとに、今年度は、「福岡市への要求書の提出・懇談」と「組合員の団結の意識を高める交流会」を活動の軸としています。昨年度は「福祉現場の実態調査」を福岡市に要求しましたが、「少数の意見」として実施されることはありませんでした。引き続き福祉現場の実態を訴え改善を要求していきます。自分たちがやりたい活動を自分たちのやる形でやっていくことが、組合活動の価値を感じ、組織の拡大へとつながっていくと信じています。

労働基準法が骨抜きに？ デロゲーションってなに？

厚生労働省が「労働基準関係法制研究会」に、労働基準法と労働基準行政の在り方について見直しを委嘱し議論をしていますが、労働基準関係法制研究会に先立って課題を整理した「新しい時代の働き方に関する研究会（以下「新時代研」）報告書（2023年10月20日公表）は、労働者保護の観点からは重

大な問題を含んでいますが。ひとつは、労働者のニーズとしながら、実際には使用者の要望に沿って労働基準法の「脱・適用除外」（「デロゲーション」）です。

憲法27条と

労働基準法第1条とは

憲法27条「勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止」の2項「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準

は、法律でこれを定めると、労働基準法第1条（労働条件の原則）第1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むため

資本家に都合の良い

研究会の議論

ところが「新時代研」の研究会では、労使自治としながら「労働者代表の「同意」要件をなくして意見聴取で足りるとすればよい」「労使協定なしにデロゲーションを可能にしては

どうか」のような規制緩和論が議論されており、労働者代表の「同意権」さえもなくそうとする主張は、企業（資本）の都合の良いようにされようとしています。

三位一体の労働市場改革で

ジョブ型へ

政府は、骨太方針で「三位一体の労働市場改革」を打ち出しました。その内容は、①リ・スキリング（学び直し）による能力向上支援、②職務給（ジョブ型人事）の導入、③成長分野への労働移動の円滑化ですが、日本で

導入しようとしている「ジョブ型」には成果主義が持ち込まれています。労働者に自己責任を押し付け、賃下げや長時間労働につながりま

す。職務がなくなったら後の雇用も保障されません。企業にとって使い勝手のいい、安上がりな働き方です。財界の推し進める搾り取るような働き方は、過労死を助長させます。（編集委員 内田）



〈労働組合と地球環境問題を考える②〉

農家に所得補償、国民に価格補償を！



コメ不足と異常気象

日本人にとってコメは主食で貴重な資源です。今年7月から発生した「令和のコメ不足」と言われるコメ不足について、メディアは①

前年23年の猛暑による収穫量の低下、②南海トラフ地震や台風10号によるコメの買い占め、③政府が備蓄米を出さなかったことの問題を挙げています。

異常気象による猛暑については、コメは高温に弱い作物のため、夜の気温が25度を下回らない日が続けば、品質や収穫が低下します。今後頻りに発生することが予想されます。

問題は政府の政策の失敗

このように、コメ不足を自然現象や国民心理を責任にしています。問題は政府の政策の失敗にあります。

まず日本人の主食であるコメを、価格が乱高下する流通にすべてをゆだねる市場主義に政府はしていることで

備蓄米を出さなかったことについては、農水省曰く「備蓄米の放出には10年に一度クラスの不作か、通常程度の不作が2年連続すること」を理由にしています。

市場主義ではなく、国民の食料を守る必要量を確保する政策が重要です。能登半島での大雨災害のように、現在は異常気象で毎年のように、農作物が被害を受ける大規模な自然災害の発生頻度が増してい

食料自給率の引き上げが必要

今すぐやらなければならぬことは、先進諸国のように最低の食料自給率38%を引き上げるために、国民の胃袋を守ることに、コメの生産者である農家を

守ることは政府の責任ですから、おコメを生

はありません。10月4日の石破首相の所信表明でも、食料自給率を高めるのではなく、「農林水産物の輸出をより一層促進する」と見当違いのことを述べています。

産する農家に所得補償して農家の経営を支え、国民には価格補償する、このような食糧安全保障の政策に転換すべきです。（編集委員 恵藤）

今後のスケジュール

- 過労死等防止対策推進シンポジウム 11月1日（金）15:00～17:00 オリエンタルホテル 福岡
- 人間らしく働くための九州セミナー in 大牟田 11月16日（土）13:00～17日（日）12:30 大牟田文化会館
- 争議支援行動 地域労組きずな・福山未払賃金訴訟 11月15日（金）13:30

福岡地裁久留米支部